

令和5年度前橋市まちなかスモールビジネスチャレンジ支援補助金交付要項

令和5年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所にぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気21 1F） 電話 027-210-2188 電子メールアドレス nigiwai@city.maebashi.gunma.jp</p>
---

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

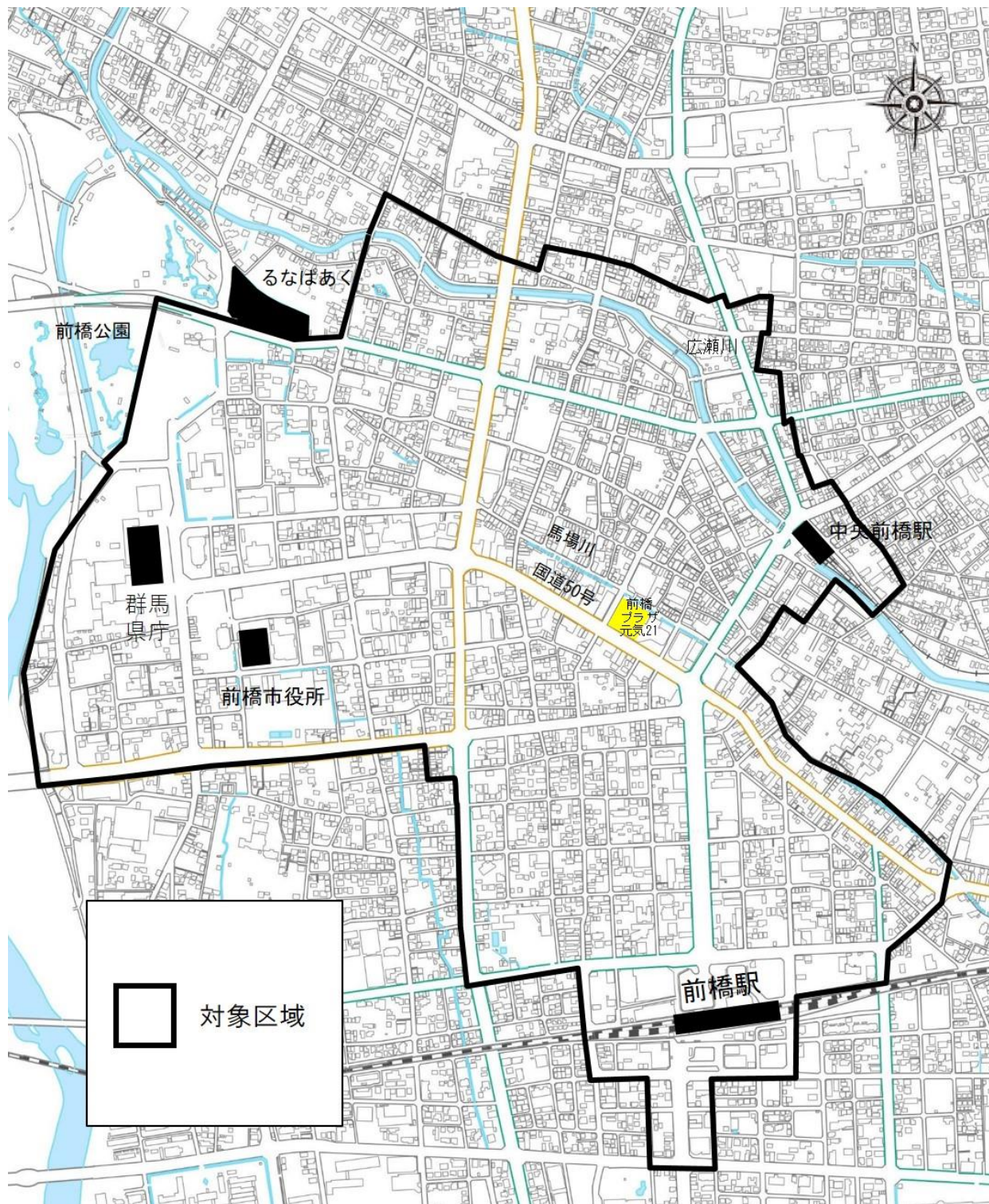
交付目的	まちなかの空きスペースや公共空間等を活用して、まちなかで実店舗の開業に向けて市場性の調査を実施することを目的にチャレンジ出店する方を対象に、その出店に係る費用の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、前橋市アーバンデザインの具現化を目的とする。	
内容	用語の定義	<ol style="list-style-type: none"> <li>対象区域 前橋市アーバンデザイン策定区域（別図参照）</li> <li>スモールビジネス 実店舗の開業に向けて市場性を検証することを目的に、空きスペース等を活用してチャレンジ出店すること。</li> </ol>
	補助事業者	<p>次の全ての条件に該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>スモールビジネスとしてチャレンジ出店するもの。</li> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの（一部料理店等を除く）でないこと。</li> <li>別表に定める業種でないこと。（信用保証協会の保証対象外業種※令和2年5月15日の一部拡大前）※農林、漁業、金融業、学校法人、宗教法人、LLP（有限責任事業組合）等は補助対象外</li> <li>同一年度に本補助金の交付決定を受けていないこと。</li> <li>前橋市アーバンデザインについて内容を理解していること。</li> <li>市税の滞納がないこと。</li> <li>許認可が必要な業種については、既に取得もしくは取得が確実と見込まれること。</li> <li>諸法令や公序良俗に反しないものであること。</li> <li>前橋市暴力団排除条例を遵守していること。</li> </ol>
	交付の対象となる事業及び経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>対象事業 次の全ての条件に該当するものとします。</li> <li>対象区域内の空きスペースや公共空間等を活用して、スモールビジネスとしてチャレンジ出店する事業であること。</li> <li>令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に交付申請した上で、令和6年3月31日までに事業完了し、報告す</li> </ol>

	<p>ることができる事業。</p> <p>(3) 対象経費について他の補助金の交付を受けない事業。</p> <p>(4) 複数出店等のイベントへの参加出店ではないこと。</p> <p>2 対象経費</p> <p>(1) 出店料及び出店手数料（出店に係る電気料を含む）</p> <p>(2) 広告宣伝費</p> <p>(3) リース・レンタル料</p> <p>(4) その他出店に係る経費</p> <p>※ 補助対象とならない経費</p> <p>①補助金申請以前に発生した経費</p> <p>②消費税等の公租公課</p> <p>③事業に必要であると認められない経費</p> <p>④販売を目的とした商品・サービスの生産・調達に係る経費</p>
交付金額	<p>予算の範囲内で、補助対象経費の3分の2以内（千円未満は切捨て）とし、上限額は5万円までです。</p>
交付条件	<p>1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する説明及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>4 補助事業者又は補助事業者の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないものとします。</p> <p>5 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p>
交付	<p>交付申請の方法、時期等</p> <p>1 受付期間</p> <p>令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間で補助事業を開始する前に、次の書類を提出してください。なお、押印は</p>

手 続 き 等		<p>省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能（実績報告、請求も含む。）です。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 交付申請書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 事業計画書</p> <p>イ 収支予算書</p> <p>ウ 同意書兼誓約書</p> <p>エ 申請者本人の身分証明書又は申請する法人の全部事項証明書（登記簿謄本）</p> <p>※申請者が市外に在住している個人、又は市外に本店を定める法人の場合に限り、提出してください。</p> <p>オ その他参考となる書類</p> <p><b>【注】</b> 押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の 時期等		<p>1 交付申請書の審査及び実地調査等により、補助金の交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p> <p>2 補助金の交付可否決定前に事業を開始する場合は、補助金交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第5号）を提出してください。</p>
請求の方法、 支払時期等		<p>1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書により請求してください。</p> <p>2 上記請求後の内容を審査し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
対象事業等 が、変更、中 止又は廃止 となった場 合の手續		<p>補助事業者は、補助事業について、次の各項目に該当する変更があった場合、速やかに変更等承認申請書を提出してください。補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、変更等の手續が必要となります。</p> <p>1 補助対象経費の減額※ 補助対象経費が30パーセント以上減額する場合</p> <p>2 代表者等の変更 代表者及び所在地等が変更する場合</p> <p>※補助対象経費が増額する場合は、軽微な変更とし、変更等承認申請書の提出は不要となりますが、交付決定額の増額は行いません。</p>
変更等承認 決定の時期 等		<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
実績報告書 の提出、期間 等		<p>1 報告期間 事業が完了した日から30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。</p>

		<p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 事業報告書</p> <p>イ 収支決算書</p> <p>ウ 補助事業に係る領収書の写し、又はその他支出を称すると認める書類の写し（振込明細書等）</p> <p>エ 出店状況がわかる資料（写真等）</p> <p>オ その他参考となる書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p>
	<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正手段により交付決定又は交付を受けた場合</p> <p>(2) この交付要項、交付決定内容及びこれに付した条件に違反した場合</p> <p>(3) 変更承認通知を受けずに業態等を著しく変更した場合</p> <p>(4) 交付決定後、令和6年3月31日までに事業が完了しない場合</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 事業計画書（様式第2号）</p> <p>3 収支予算書（様式第3号）</p> <p>4 同意書兼誓約書（様式第4号）</p> <p>5 補助金交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第5号）</p> <p>6 交付決定通知書（様式第6号）</p> <p>7 変更等承認申請書（様式第7号）</p> <p>8 変更等承認通知書（様式第8号）</p> <p>9 実績報告書（様式第9号）</p> <p>10 事業報告書（様式第10号）</p> <p>11 収支決算書（様式第11号）</p> <p>12 補助金額確定通知書（様式第12号）</p> <p>13 補助金交付請求書（様式第13号）</p>

別図 令和5年度 前橋市まちなかスモールビジネスチャレンジ支援補助金  
対象区域図



※境界線の外側に接する店舗等についても対象区域に含めます。

別表 対象外業種

業種	摘要
農業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒茶、仕上茶の製造業</li> <li>・ もやし栽培農業</li> <li>・ 蚕種製造業製造</li> <li>・ 蚕種製造請負業</li> <li>・ 菌床栽培方式きのこ生産業</li> <li>・ かいわれ大根製造業</li> <li>・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業</li> <li>・ 家畜貸付業、園芸サービス業、蹄鉄修理業</li> </ul> <p style="text-align: right;">加工設備を有する ものに限る</p>
林業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素材生産業及び素材生産サービス業</li> <li>・ 製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業</li> </ul>
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業、保険業	保健媒介代理業及び保険サービス業を除く。
飲食業のうち右の該当するもの	風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。
娯楽業のうち右に該当するもの	競輪・競馬等の競走場、競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸業（置屋及び検番を除く。）、競輪・競馬等予想業、場外馬券売場、場外車券売場、芸ぎ周旋業
サービス業のうち右に該当するもの	興信所のうち身元調査等個人のプライバシーにかかわる調査を主に行うもの、易断所、観相業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体、LLP（有限責任事業組合）	